

佐久市犯罪被害者等支援条例案の概要

第1条	目的	<ul style="list-style-type: none"> 支援に関する基本理念を定める。 市の責務及び市民等の役割を明らかにする。 支援の施策について基本的な事項を定める。 支援を総合的かつ計画的に推進する。 被害の早期の回復・軽減、生活の支援、権利利益の保護を図る。 	<p>もって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。</p>
第2条	定義	(1)犯罪等、(2)犯罪被害者等、(3)犯罪被害者等支援、(4)市民等、(5)二次被害、(6)再被害、(7)民間支援団体、(8)関係機関等	
第3条	基本理念	<ol style="list-style-type: none"> 個人としての尊厳を尊重して行う。 置かれている状況等に応じて適切に行う。 必要な支援を迅速かつ公正に途切れることなく行う。 二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行う。 関係機関等による相互の連携及び協力の下で行う。 	
第4条	市の責務	関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、施策を実施する責務を有する。	
第5条	市民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等が置かれる状況と支援の必要性について理解を深める。 二次被害が生じることのないよう十分配慮する。 市が実施する施策に協力するよう努める。 	
第6条	犯罪被害者等支援に関する計画	施策を推進するため、基本的な計画を定める。	
第7条	支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 総合支援窓口の設置 関係機関等との相互連携及び協力体制の整備 	
第8条	個人情報の適切な管理	個人情報を適切に管理する。	
第9条	財政上の措置	支援のための必要な財政措置を行うよう努める。	
第10条	相談及び情報の提供	被害者が直面する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。	
第11条	日常生活の支援	日常生活の支援に関する情報の提供及び助言を行う。	
第12条	居住の安定	市営住宅への入居における配慮を行う。	
第13条	経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 支援金の支給に努める。 助成に関する情報の提供及び助言を行う。 	
第14条	市民等の理解の増進	市民等へ広報、啓発、教育を行う。	
第15条	民間支援団体に対する支援	民間支援団体へ支援に関する情報の提供を行う。	
第16条	委任	必要な事項は、市長が定める。	